

酪農及び肉用牛生産の近代化を 図るための基本方針のポイント



酪肉近代化基本方針は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、10年後の平成32年度における望ましい酪農及び肉用牛生産の姿を見通した上で、その実現に向け、今後、国はもとより地方公共団体、農業者その他関係者が一体となって積極的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしたものです。

平成22年9月

農林水産省

パンフレットについて

我が国の酪農及び肉用牛生産は、牛肉や牛乳・乳製品という形で、日常の食生活を豊かにするおいしさを与えてくれるとともに、たんぱく質等の様々な栄養素の供給、また、地域の活性化や国土の保全等の多面的機能の発現、更には「土・草・牛」を通じた資源循環等といった重要な役割・機能を果たしています。

こうした中、消費者のライフスタイルの変化や健康志向の高まり等といった状況を反映して、国民の畜産物に対するニーズが多様化しており、安全の確保といった面での期待も高まっています。

その一方で、

- (1) 世界的に穀物需給がひっ迫基調で推移することが見込まれる中、我が国の酪農及び肉用牛生産は輸入飼料に依存していること、
- (2) 景気の低迷等を背景として、畜産物の需要や価格が低迷していること、
- (3) 今般、国内で大きな被害をもたらした口蹄疫等の悪性伝染病が、今後ともいつどこで発生するのか分からないこと

等といった問題が、国内外のリスク要因として存在しています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、酪農及び肉用牛生産等の今後の目指すべき方向性を示す、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定・公表したところです。

策定に当たりましては、生産者や消費者、マスコミ、学識経験者、流通関係者、関係機関・団体等から構成される食料・農業・農村政策審議会畜産部会において、1年以上に渡りご議論を行っていただきながら、とりまとめたものです。

本基本方針において示された方向性の実現を図るためには、都道府県、市町村、生産者、消費者、関連事業者及び関係団体等が適切な役割の下で、必要となる取組を一体となって推進することが重要です。

このパンフレットが多くの皆様の目に触れ、畜産施策に対するご理解を深めていただく一助になれば幸いです。

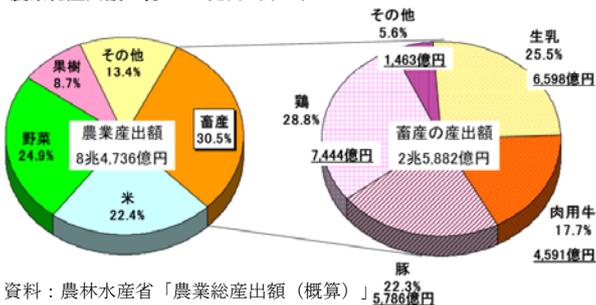
酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢と 新たな「酪肉近代化基本方針」

めぐる情勢

I 我が国の酪農及び肉用牛生産の役割・機能

- 重要な動物性たんぱく質の供給源
- 地域を支える重要な産業、国土の保全等
- 我が国農業産出額のトップ分野

農業総産出額：約8.5兆円（平20） うち畜産部門：約2.6兆円



資料：農林水産省「農業総産出額（概算）」

II 畜産物に対する国民のニーズ・大きな期待

- 畜産物に係る安全の確保
- 消費者のライフスタイルの変化や健康志向の高まりといったニーズの多様化
- 多面的機能の発現

III 我が国の酪農及び肉用牛生産にとってのリスク

- 外部要因
→ 「世界的な不確定要素との闘い！」
- 世界中で家畜の病気（口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザ等）が発生
- 世界の穀物需給はひっ迫する中、我が国の酪農及び肉用牛生産は輸入飼料へ依存等

食料自給率（平20）			飼料自給率（平20）	
区分	重量ベース	カロリーベース	区分	割合
生乳	70%	30%	飼料自給率	26%
牛肉	44%	12%	うち粗飼料	79%
			うち濃厚飼料	11%

- 内部要因
→ 「産業としての生き残りをかけた闘い！」

- 畜産農家の高齢化、担い手不足
- 農家所得の減少（畜産物価格の低迷や生産費の増加等）

新たな基本方針

1 所得補償制度の導入

2 持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換



農家レストラン



牧場でチーズを生産販売

3 家畜衛生対策の充実・強化等

4 自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換



飼料用稲の生産拡大 コントラクターの育成 未利用資源の飼料化

食料自給率（平32）			飼料自給率（平32）	
区分	重量ベース	カロリーベース	区分	割合
生乳	71%	47%	飼料自給率	38%
牛肉	45%	19%	うち粗飼料	100%
			うち濃厚飼料	19%

5 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国内生産の意義についての国民の理解の促進



赤身主体のヘルシーな牛肉生産（日本短角種）



酪農教育ファーム等の体験活動